

社会福祉法人いぶき福社会 評議員の報酬等に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第8条に基づき評議員の報酬等に関する事項を定める。

（報酬の支給要件）

第2条 報酬は、法人の会議に出席した評議員に対して支給することができる。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、1日あたり1万円（ただし、源泉徴収税額控除後の額）とする。

（報酬の支給）

第4条 報酬は、日単位で当該会議に出席した日に支給する。

（改廃）

第5条 この細則の改廃は、評議員会が決議する。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。（同日付の定款改正に伴い制定）

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。（評議員報酬を変更するための改正）